

医療法人三水会  
介護医療院田尻病院運営規程

医療法人三水会

# 介護医療院田尻病院運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 医療法人三水会が開設する介護医療院田尻病院（以下「施設」という）が行う介護医療院サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。そのことにより、入所者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努める。

3、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス・福祉医療サービスの提供者との密接な連携に努める。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 介護医療院田尻病院
- 2、所在地 岡山県美作市明見550番地の1

## 第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

### (従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

第5条

- 1、管理者 1名（医師）

施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また従業員に必要な指揮命令を行う。

- 2、医師 7名以上（常勤・非常勤を含む）

入所者の疾病または負傷に対して、必要な医療及び療養上の管理・指導を行う。

- 3、薬剤師 1名以上（常勤・非常勤を含む）

入所者の調剤及び服薬指導を行う。

- 4、看護職員 7名以上

入所者の保健衛生ならびに看護業務を行う。

- 5、介護職員 10名以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- 6、理学療法士等 1名以上

リハビリテーション計画に基づき、理学療法等の業務を行う。

- 7、栄養士 1名以上（管理栄養士）  
食事の献立作成、栄養計算、入院患者に栄養指導を行う。
- 8、介護支援専門員 1名以上  
施設サービス計画書の作成等を行う。
- 9、調理員 8名  
給食業務を行う。
- 10、事務職員 1名以上  
所要の事務を行う。

### 第3章 入所者の定員並びに施設サービス等

（入院患者の定員）

第6条 施設の入所者の定員は50人

- 2、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所者の定員及び病室の定員を超えて入所させない。

（施設サービスの内容）

第7条 施設のサービスはI型介護医療院サービス費（I）：I型介護医療院サービス費（ii）多床室看護職員6：1 介護職員4：1による。

- 2、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。
- 3、協力医療機関として田尻病院、美作中央病院、大原病院との協力医療機関協定を結んでおり入所者の病状が急変した場合の相談体制の確保、診療を行う体制の常時確保、入院を必要とすると認められた場合の入院を原則受け入れる体制を確保しています。

（機能訓練等）

第7条 機能訓練は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の充実と自立支援のため理学療法、作業療法そのたりハビリテーションを計画的に実施する。

（食事の提供）

第8条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、医師の発行する、食事箋に基づき調理適時適温の食事を提供する。

- 2、食事は、入所者の自立支援に配慮し食堂利用に努める
- 3、食事時間は、朝食は午前8時、昼食は正午、夕食は午後6時とする。

（その他のサービスの提供）

第9条 入所者のための、レクリエーション行事を計画的に実施する。

(利用料その他の費用の額)

第10条 施設の利用料の額及び基本食事サービス費は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護医療院が法定代理受領サービスであるときは、食事の標準負担の額と介護保険負担割合証の「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。

2、前項のほかに次に掲げる費用を徴収する。

一、食費

食材料費及び調理に係る費用として基準費用額の日額 1,455 円 を徴収するものとし  
内訳は 朝 315 円・昼食 565 円・夕食 565 円とし係る費用のみ徴収する。

二、居住費

光熱水費相当額として日額 640 円を徴収するものとする。(外泊中も徴収する)

三、理美容代(実費)

四、日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められるもの。

3、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

#### 施設利用に当たっての留意事項

第11条 入所者は医師並びに看護職員等の療養上の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に勤める。

2、起床(点灯)時刻は、午前6時、消灯時刻は、午後9時とします。消灯後の点灯、TV、ラジオの聴取は禁止します。

(外出及び外泊)

第12条 入所者が外出、外泊を希望する場合は所定の手続きにより、医師に許可を受ける。

(衛生保持)

第13条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他の衛生環境の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第14条 入所者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 1、けんか、口論、飲酒などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- 2、施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 3、指定した場所以外で火気を用いること。
- 4、故意に施設若しくは物品に損害を与え、またこれらを持ち出すこと。

#### 第4章 非常災害対策

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・非難に関する計画を作成する。

- 2、防火管理者は、病院の防火管理者とし、火元責任者は施設の看護師を充てる。
- 3、非常災害設用設備の点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4、始業時、終業時に火災危険防止のための自主点検を行う。
- 5、火災発生、地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- 6、非常災害に備え、少なくとも6カ月に1回は非難、救出その他必要な訓練等を行うと共に随時非常災害用設備の、使用方法の徹底のための教育指導を行う。
- 7、業務継続計画（BCP）において感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該継続計画に従い必要な措置を講じています。

## 第5章 運営上の重要事項

### （従業者の教育）

第16条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備する。

- 1、採用時研修 採用後3カ月間
- 2、継続研修 年2回以上

### （秘密の保持）

第17条 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 2、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、それらの秘密をさせるべき旨を、従業者との雇用契約書に明記するものとする。

### （苦情の処理）

第18条 入所者からのサービスに関する苦情に迅速親切に対応するために、次の措置を講ずる。

- 1、苦情受付窓口を設ける。
- 2、苦情処理検討委員会を設置し、入所者の苦情の実態について調査し、迅速適切な処理を行う。
- 3、苦情に関する市町村並びに国保連合会による調査に対する協力は、積極的に行うと共に、指導または助言を受けた場合は、委員会において十分に検討し、必要な改善を実施するものとする。
- 4、当院以外の苦情受付機関は以下のとおりです。

■岡山県国民健康保険団体連合会

所在地 岡山市北区桑田町17-5  
電話番号 086-223-8811  
受付時間 月～金 9:00～17:00

■美作市美作保健センター

所在地 美作市北山390-2  
電話番号 0868-72-7701  
FAX 0868-72-7702  
受付時間 月～金 8:30～17:00

■勝央町健康福祉部介護保険係

所在地 勝田郡勝央町平242-1

電話番号 0868-38-7102

FAX 0868-38-7203

受付時間 月～金 8:30～17:15

(高齢者虐待・身体拘束について)

第19条 介護医療院田尻病院では、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により入所者の行動を制限しません。

緊急やむを得ないと病院が判断した場合、以下の手続きを経て実施するものとする。

① 身体拘束廃止委員会の開催

▽身体拘束廃止委員会規定に基づき開催する

② 入所者、家族等への説明

▽家族、又は代理人等に連絡し面接する「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて行う。

▽家族等への十分な理解と同意を得るとともに確認欄に署名をいただく。

③ 介護記録への記載

▽実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、身体の状態等を記録する。

④ 身体拘束解除を目標に継続的なカンファレンスを行う

▽身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的カンファレンスを行い、検討する。

⑤ 高齢者の人権の擁護、虐待の防止にむけて以下の内容を実施する

▽高齢者虐待防止委員会の開催

▽指針の整備と研修の実施

▽担当者を定める。

第20条

(地域との連携)

第20条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第21条 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2、前項の事故の状況及び事故に際して行った措置について記録する。

3、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第22条 サービスの事業の会計は、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第23条 従業者、施設、構造設備、会計に関する諸記録を整備する。

2、入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第24条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人三水会と施設との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日より実施する

この規程は、令和4年10月1日より実施する

この規程は、令和5年2月1日より実施する

この規程は、令和6年4月1日より実施する